

4 知的障害者地域生活援助支援費

イ 入居定員が4人の場合

(1) 区分1	131,470円
(2) 区分2	65,730円

ロ 入居定員が5人の場合

(1) 区分1	118,320円
(2) 区分2	52,590円

ハ 入居定員が6人の場合

(1) 区分1	109,550円
(2) 区分2	43,820円

ニ 入居定員が7人の場合

(1) 区分1	103,290円
(2) 区分2	37,560円

注 指定地域生活援助事業所(指定居宅支援等基準第82条に規定する指定地域生活援助事業所をいう。)において指定地域生活援助(指定居宅支援等基準第81条に規定する指定地域生活援助をいう。)を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に応じ、1月につきそれぞれ所定額を算定する。ただし、月の途中で入居又は退居した利用者に係る当該月の分については、次の算式により算出した額を算定する。

算式
 所定額 × $\frac{\text{当該月の入居日以降又は退居日以前の日数}}{\text{当該月の日数}}$

○厚生労働省令(第百四十九号)

知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第十五条の十一第二項第一号及び社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十一年法律第五十一号)附則第十八条第一項第一号(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成十四年厚生労働省令第八十三号)附則第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、知的障害者福祉法に基づき指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十五年厚生労働省令(第百三十号))の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から適用する。ただし、平成十五年までに提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十六年三月二十九日 厚生労働大臣 坂口 力

別表を次のように改める。

別表

知的障害者施設訓練等支援費額算定表

通則

1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1(注2及び注3を除く。)、第2の1(注2を除く。)、第3の1又は第4の1(注2及び注3を除く。)により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、第1の1(注2及び注3に限る。)、2、3及び4、第2の1(注2に限る。)、2、3及び4、第3の2及び3又は第4の1(注2及び注3に限る。)、2、3及び4により算定する額を加えた額とする。ただし、月の途中で入所又は退所した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、次の算式により算定するものとする。

算式

(第1の1(注2及び注3を除く。))第2の1(注2を除く。))第3の1又は第4の1(注2及び注3を除く。)により算定する額 × 別に厚生労働大臣が定める割合 + 第1の1(注2及び注3に限る。))第2の1(注2に限る。))又は第4の1(注2及び注3に限る。))により算定する額)

× $\frac{\text{当該月の入所日以降又は退所日以前の日数}}{\text{当該月の日数}}$
 + 第1の2、3及び4、第2の2、3及び4、第3の2及び3又は第4の2、3及び4により算定する額

2 1の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1 知的障害者更生施設支援

1 知的障害者更生施設支援費(1月につき)

イ 指定知的障害者入所更生施設の場合

(1) 入所による指定施設支援を行う場合

(一) 入所定員(通所による入所者の定員を除く。以下同じ。)が10人の場合

a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
i 区分A	224,100円
ii 区分B	208,100円
iii 区分C	192,100円
b 当該施設が主たる施設であるとき	
i 区分A	459,900円
ii 区分B	443,900円
iii 区分C	427,900円

(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合

a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
i 区分A	215,900円
ii 区分B	207,900円
iii 区分C	199,900円
b 当該施設が主たる施設であるとき	
i 区分A	333,100円
ii 区分B	325,100円
iii 区分C	317,100円

(三) 入所定員が30人以上40人以下の場合

a 区分A	317,900円
b 区分B	290,800円
c 区分C	252,100円

(四) 入所定員が41人以上60人以下の場合

a 区分A	309,500円
b 区分B	283,200円
c 区分C	233,700円

(五) 入所定員が61人以上90人以下の場合

a 区分A	286,000円
b 区分B	260,100円
c 区分C	224,500円

(六) 入所定員が91人以上の場合

a 区分A	263,000円
b 区分B	234,800円
c 区分C	204,900円